

戸 田 市 教 育 委 員 会 会 議 録			
招 集 期 日	令 和 4 年 1 2 月 1 5 日 (木)		
場 所	戸 田 市 役 所 教 育 委 員 室		
開 会	1 2 月 1 5 日 午 前 9 時 3 0 分		
閉 会	1 2 月 1 5 日 午 前 1 1 時 5 0 分		
教 育 長	戸ヶ崎 勤		
教 育 長 ・ 委 員 出 席 状 況	戸ヶ崎 勤	出 席	
	仙 波 憲 一	出 席	
	木 村 雅 文	出 席	
	長 道 修	出 席	
	浜 田 美 咲	出 席	
説 明 員 (出席者)	山上教育部長、川和田次長、横田次長兼教育政策室長、		
	金澤教育総務課長、大森学務課長、鎌田生涯学習課長、		
	高屋生涯学習課課長		
書 記	教育総務課総務担当 鎌田副主幹、金田		
傍 聴 人	3名		

会議の経過及び結果

教育長

さて、今年も早いもので残り16日となりました。今年も3年連続で新型コロナウイルスに振り回された1年だったように思います。今年1年を振り返ってみますと、1月、箱根駅伝で「史上最強軍団」とも呼ばれる青山学院大学が大会新記録で2年ぶり6度目の総合優勝を飾る年明けとなりました。関東南部で大雪となり埼玉南部でも10cm近い積雪となりました。コロナウイルスのまん延防止等重点措置の適用は計34都道府県になりました。

2月、北京冬季五輪で日本は過去最多の18個のメダルを獲得しました。将棋の藤井聡太竜王が史上4人目の五冠を最年少達成しました。ロシアが隣国ウクライナに全面的な侵攻を開始しました。

3月、北京冬季パラリンピックで日本は7個のメダルを獲得しました。福島県沖を震源とする地震があり宮城や福島で震度6強の揺れを観測し、東北新幹線では走行中の車両が脱線しました。

4月、プロ野球ロッテの佐々木朗希投手が史上最年少で28年ぶりの完全試合を達成しました。知床半島沖で観光船「KAZU1」が沈没し多くの犠牲者が出ました。政府は物価高騰の「総合緊急対策」を決定しました。

5月、沖縄日本本土復帰から50年を迎えました。バイデン米大統領が来日しました。

6月、海洋冒険家堀江謙一さんがヨットで世界最高齢となる単独無寄港の太平洋横断を達成しました。群馬県伊勢崎市で40.2度を観測し、6月の全国観測史上初めて40度台を記録しました。

7月、安倍晋三元首相が奈良市で参院選の応援演説中に銃撃され死去しました。参議院選挙が行われ自民党が大勝しました。

8月、米大リーグの大谷翔平選手が、1シーズンで「2桁勝利、2桁本塁打」を達成。ベーブ・ルース以来104年ぶりの快挙となりました。

9月、静岡県の認定こども園で、3歳の女の子が通園バスの車内に約5時間にわたり取り残され熱中症で死亡しました。イギリスのエリ

ザベス女王が96歳で亡くなりました。65歳以上が総人口に占める割合は29.1%となり、過去最高を更新しました。安倍晋三元首相の国葬が日本武道館で執り行われました。

10月、ヤクルトスワローズの村上宗隆が、王貞治氏の記録を58年ぶりに更新する56号の日本選手最多本塁打を放ち、最年少でセ・リーグ三冠王に輝きました。東京外国為替市場で、円相場が一時1ドル＝150円09銭に下落し、約32年ぶりの安値水準となりました。全国の小中学校で2021年度に不登校だった児童生徒は9年連続で増加し過去最多となりました。韓国・ソウルの繁華街で群衆が折り重なるように倒れ、日本人2人を含め153人が死亡しました。

11月、皆既月食と月が天王星を隠す天王星食が同時に発生しました。3年ぶりとなる日韓首脳の対面会談が開催されました。

12月、FIFAワールドカップカタール2022で、日本は強豪ドイツとスペインを破りグループリーグをトップ通過し、決勝トーナメントの常連になりました。

教育界に目を向けると、1人1台端末の適切な運用、教員免許更新制の廃止と新たな教師の学びの姿の実現、教師不足問題、特定分野に特異な才能のある児童生徒の指導・支援の在り方、部活動の地域移行、生徒指導提要の改訂、こども基本法などが話題になりました。

本市では、8月にマスコミ報道される事案が発生しましたが、産官学と連携した教育がさらに深化し、ICT教育、データ利活用、不登校対策などの取組が、マスコミや全国の教育委員会等からも注目され、6月の前デジタル大臣の牧島かれん様、一昨日の文部科学大臣政務官の伊藤孝江様をはじめ、中央省庁、全国各地の議会、教育委員会などの視察が相次いでいます。

これもひとえに教育委員の皆様、そして、学校関係者や教育委員会事務局の皆様とのチーム力が結集していた証と深く感謝申し上げます。

来年2023年は、十干の10番目にあたる癸と十二支の4番目にあたる卯の組み合わせで、癸卯となります。「癸」は、次の新たな生

	命が成長し始めている状態を意味し、「卯」は、ウサギのように跳ね上がるという意味があり、景気回復、好転する年になると言われています。「癸」と「卯」の組み合わせから、来たるべき令和5年が、皆様にとって、これまでの努力が実を結び、勢いよく成長し飛躍する、輝かしい年になることをお祈り申し上げ、今年一年のあいさつといたします。
教育長	それでは、ただ今から、令和4年第12回戸田市教育委員会定例会を開会いたします。初めに、前回の会議録の承認ですが、事前に会議録の内容を見ていただいておりますので、御異議がないようでしたら承認ということでよろしいでしょうか。
各委員	了承
教育長	それでは、会議録に御署名をお願いします。
各委員	署名
教育長	はじめに、「教育委員提案」について御報告いたします。以前の教育委員会にて委員より御質問のあった件について報告がございます。 ① 学校事務職員の現状と展望について ② 戸田市教育政策シンクタンクの現況と今後の展望について それでは仙波委員から御提案のありました「教育委員提案①学校事務職員の現状と展望について」事務局より説明願います。
事務局	それでは、仙波委員から提案のありました「学校事務職員の現状と展望」について、説明いたします。 2ページを御覧ください。 まず、昨今の事務職員を取り巻く状況の変化について説明します。平成27年の中教審答申において、「管理職を総務・財務面で補佐する重要性が増大している」ことから「事務機能の強化」が求められ、事務職員がその専門性を生かし、「より主体的に校務運営に参画することを目指す」とされました。 平成29年の学校教育法改正では、それまでの「事務職員は事務に

「従事する」から「事務をつかさどる」へと、より主体的な文言へと改正されました。

さらに、平成31年の中教審答申では、再び事務職員の校務運営への参画の推進が求められております。

3ページを御覧ください。

中央に現在（平成27年当時）の図がありますが、この図に事務職員の姿はありません。イメージ図ではありますが、当時の管理職のマネジメントは、教員のみを想定したものでした。

しかし時代の変化とともに、学校で起こる問題も複雑化・多様化し、教員だけで解決することが困難になりつつあったため、右の図のように、教員だけでなく、事務職員等の専門スタッフも積極的に校務運営に参画し、学校組織全体のチーム力を向上させ、課題を解決していくことが不可欠となりました。

そして、先ほど申し上げましたが、平成29年の学校教育法の改正により、事務職員は事務に「従事する」ではなく「つかさどる」となったことにより、責任を持って担当する事務を処理すること、さらには課題に対する改善策を積極的に提案することなど、主体的・積極的に校務運営に参画することが求められるようになりました。

4ページを御覧ください。

こちらの平成31年1月の中教審答申で示された「学校の組織運営改革」の資料においても、チーム学校の一員として事務職員が大きく位置づけられています。事務職員が学校運営に積極的に参画し、校長のマネジメントを支えることが求められています。

5ページを御覧ください。

次に事務職員の標準的な職務についてご説明いたします。

先ほどからの説明に重複してしまいますが、本市においても学校組織における唯一の総務・財務等に通じる専門職であり、その専門性を生かして、学校運営に参画しています。

標準的な職務の内容は、就学支援に関すること、学籍に関すること、教科書に関すること、教職員の福利厚生に関すること、それから、予

算に関すること、施設・設備及び教具に関すること、事務全般に関することとなります。

6ページを御覧ください。

続いて、本市の事務職員ですが、今年度は市内18校に計24名が勤務しております。

小学校27学級、中学校21学級以上になると2名の事務職員が配当されることとなっており、今年度は戸一小・戸二小・戸田東小・戸田中・新曾中の5校がこれに該当しています。その他加配の1名は芦原小に配置しています。

また、事務職員には、一定要件を満たすことや面接や論文による選考に合格することにより、昇任・昇格があります。

職名としては、事務主幹、事務主査、事務主任、事務主事、主任専門員とありますが、基本的に1人職となりますので、職務内容に違いはありません。

7ページを御覧ください。事務共同実施について説明します。

共同実施とは文字通り、複数校の事務職員が集まり、共同で事務作業を実施するというもので、本市では、平成25年度より、各6校の3チームで実施しています。相互点検による正確性の向上、事務の効率化・適正化等のメリットの他に、共同処理により情報交換や先輩職員からのアドバイスの機会が増え、経験の浅い事務職員の事務処理能力の強化や資質向上にもつながっています。

また、勤務校以外の事務にも携わるということで、勤務校を含めてチーム内6校への兼務発令、そして、各チームの責任者である事務主幹には、市内全校への兼務発令をしています。

8ページを御覧ください。

こちらは、事務職員の実際の声です。共同実施について、肯定的に捉えていることがわかります。

9ページを御覧ください。

続きまして、事務職員の研修等の機会についてです。

県教委及び市教委が実施している学校訪問では主に諸表簿等の確

	<p>認を行い、必要に応じて指導しています。</p> <p>学務課主催の管理職との合同研修会においては、県教育局の担当者を招聘し、講義をいただきました。県内で発生した事故の事例や起きやすいミスなど、事故防止や業務改善に向けて貴重な話を聞くことができました。事務職員のスキルアップ、資質の向上のため、共同実施と併せて、今後も研修を実施していきたいと考えております。</p> <p>10ページをご御覧ください。</p> <p>事務職員の勤務状況です。令和4年6月に県教委が実施した勤務状況調査の結果です。時間外在校等時間の平均は小学校と中学校ともに、県平均を下回っております。</p> <p>なお、事務職員については、給特法の適用外で、超過勤務手当が発生するため、毎年4月に36協定を締結した上で勤務しております。作成、締結した協定届に基づき、事務職員自らが働き方改革を意識し、業務改善に取り組んでいるところです。</p> <p>11ページを御覧ください。</p> <p>現状と課題です。本市においては、教員と同様に若く経験の浅い事務職員が今後も増えていく見込みです。共同実施や研修による資質・能力の向上、また、総務・財務等の専門職として、校内でリーダーシップを発揮することは課題と考えています。</p> <p>今後の展望ですが、1つ目として、計画的な人事配置により、事務の共同実施をさらに活性化させること、そのことを通して、市内のどの学校においても適正な事務処理がなされるようにしたいということ。2つ目として、昇任選考への推薦を積極的に行うよう校長に働きかけ、将来のリーダー育成を図っていききたいと考えております。以上でございます。</p>
<p>委員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>なかなか学校事務職員の方々の実態が見えないので、御説明いただき、よく分かりました。その中でやはり大事なことは、事務職員の方々のいろいろな意味でのスキルアップがどのように図られているかと</p>

	<p>ということだと思います。教師と事務職員が対等な立場として協力していかないと、学校運営はうまくいきません。そういった意味で、事務職員という存在を、もう少しクローズアップするとか、アピールしていくべきかなという気もします。</p> <p>御説明の中にあつた研修もそうですが、きちんと教育を受けた職員がいる職場というのは、活性化していきます。戸田市においても、事務職員の方々の学ぶ機会の一層の充実を図ってほしいと思います。また、学校運営は両輪であるという意識を常に持ち、「戸田市には素晴らしい教師がいる」と同時に、「戸田市には素晴らしい事務職員がいる」と言われるようにしていただきたいです。</p>
事務局	<p>委員のおっしゃるとおり、事務職員に求められることも多岐に渡ってきていますが、各校に1名という現状があり、周りの教職員も、事務職員が具体的にどういった仕事をしているのかを理解していない状況もあります。しかし、実際は、管理職ときちんと連携を図り、様々協力をしながら、業務を行っています。</p> <p>ただ、事務職員も「こうしてもらいたい」といった思いがあっても、それをあまり口にしない方もいます。その時は、管理職がフォローするようにしています。管理職が事務室と職員室の橋渡しの存在になる意識を持ち、教職員に働きかけていくことで、事務職員の存在も認知されていくのかなと思います。</p>
教育長	<p>学校のマネジメントにおいて事務職員の果たす役割は極めて重要なものがあります。事務職員出身者が学校管理職になるという事例（キャリア）は極めて少ないのですが、事務職を経験してきたからこそできるマネジメントというものもあるかと思うので、そういった事例も増やしていけたらいいのかなと思います。委員のおっしゃったことは事務職員の励みになると思うので、ぜひ現場に伝えていこうと思います。</p>
委員	<p>事務職員は一人なので、決裁者である校長が事務の内容をきちんと</p>

	<p>把握していることが重要です。両者が内容をきちんと把握することによって、業務を正確迅速に進めていくことができます。ベテランの事務職員であればある程度任せてもよいですが、初任者だった場合は校長を中心に教育していく必要がありますし、福利厚生など複雑で多岐にわたる事務であれば、漏れがないかどうか管理・監督をすることは、内容を知っていなければできないことです。</p> <p>事務の共同実施によって、仕事内容を共有し、人材育成もできるようになったのはよいことですね。</p>
教育長	<p>共同実施の制度はとてもよい効果を生み出していると思います。特に初任者は、本人にとっても学校にとっても心許ない部分があります。そういった部分をベテラン職員がフォローできることは学校にとってプラスになりますし、本人にとっては研修を受講することと同じ様な効果を得ることができます。本市はこの制度を他市に先駆けて実施しています。今後、ますます活性化させていきたいと考えております。</p>
委員	<p>事務職員の方々であれば、学校運営の考え方や児童生徒への関わり方について、教師とは違う視点を持っているのではないかと思います。お話にも出ていますが、双方で連携しながら、学校マネジメントを進めていってほしいと思います。</p>
委員	<p>学校事務職員の方々についてほとんど何も知らなかったといっても過言ではないので、今回お話を伺うことができよかったですと思います。会社であれば各部、各課に分かれているような多種多様な業務の内容を1人でこなすというのは高いスキルが要求される大変な仕事ですし、もっとクローズアップされるべき存在であると感じました。</p>
教育長	<p>採用時から、倍率の高い試験を突破しなければならないですし、高い能力を持っている方が多いです。1人職ですので、持っているスキルをさらに伸ばしていくためには校長のマネジメント力が必要です。先程もお話にあった事務の共同実施も研鑽の場となります。元々</p>

	高い能力を持っている方が多いので、その能力をさらに生かせるような職場環境が必要であると思います。他にはございますか。
委員	特になし。
教育長	では、以上で教育委員提案①は終了いたします。 つづきまして、長道委員から御提案のありました「教育委員提案② 戸田市教育政策シンクタンクの現況と今後の展望について」事務局より説明願います。
事務局	<p>それでは、「戸田市教育政策シンクタンクの現況と今後の展望について」、本年5月の定例会でも御説明いたしました。その後の進捗も含めて御報告致します。</p> <p>13ページを御覧ください。本市はSEEPプロジェクトと題して、こちらにあるように教育改革の4つの柱を掲げています。そのうちのひとつがEBPMの推進であり、本市では学校現場で活用できるデータ利活用の形を模索しています。</p> <p>14ページです。戸田市の教育行政におけるEBPM(EIPP)の推進の核とするため、市民への説明責任を果たし、より効果的・効率的な教育政策の調査研究、企画立案を行う目的で、令和元年6月に専門的に担う人材から成る「教育政策シンクタンク」を立ち上げました。資料右下にある体制の3つ、教育委員会内部のEBPM(EIPP)推進担当チーム、外部アドバイザーとの連携、産官学の外部機関等との連携、がポイントとなります。</p> <p>15ページです。先ほど言及した外部アドバイザーとの連携についてですが、右下にある有識者の方々に委嘱しています。先月11月14日にはアドバイザーボードを開催し、データベース等について御意見をいただいたところです。</p> <p>16ページです。教育委員会及び市長部局に分散している子供に関わるデータについて、教育分野を軸にした「教育総合データベース」を整備することが現在、教育政策シンクタンクのメインプロジェクトです。今年度はデジタル庁実証事業に採択され、構築を現在進めています。</p>

るところです。

19ページです。誰一人取り残されない、子供たち一人一人に応じた支援の実現に向けて、まずは個人レベルで（1）子供たちのSOSの早期発見・支援として、不登校、いじめ等に関し、子供たちのSOSが事前に何らかの兆候として現れていないか。それを踏まえ、ニーズに応じた早期支援ができないか。そして（2）貧困・虐待等の困難を有する子供への支援として、上記（1）のようなSOSの兆候が現れた場合に、家庭的な要因に係るデータを市内の関係部局等に共有することにより、貧困・虐待等の困難を有する子供や家庭への支援につなげることができないか。さらに学級から学校レベルで、（3）学校カルテによる現場への継続的改善のためのフィードバックとして、困難な状況にもかかわらず学力向上等を達成している学校には、共通する特徴があるのではないか。そうした傾向の分析により、継続的改善のためのフィードバックが提供できないか。こうしたことを既に取得しているデータを連携し、検証していきます。

20ページ、先程の活用イメージ1つ目の不登校の例です。不登校、傾向を含みますが、それが顕在化する前から、子供たちは困難を感じ、SOSを発出している可能性があるのではないかという想定の下、本市の長期欠席調査に加え、埼玉県学力・学習状況調査（県学調）の児童生徒質問紙、本市独自で小4～中3対象の授業がわかる調査、校務支援システムの欠席・遅刻・早退や保健室の利用状況情報、本市独自の中1・2を対象とした学校生活アンケートといったデータを照らし合わせることで、リスクを早期発見し、未然防止のための学校等での個別の支援に繋がりたいと考えています。

21ページ、次に、具体的な活用イメージ（3）の学校カルテについてですが、単純な学力だけで学校を見るのではなく、例えば学校や学級ごとの生活保護や就学援助の受給世帯率、日本語指導を必要とする児童生徒の割合などを制御して、うまくいっている点や課題点を見つけ出せないかと考えております。

22ページはデータベース構築とその運用に向けたロードマップ

です。現在ステップ1が終わりステップ2に入っているところで、早ければ年明けにステップ3に入っていきたいと考えているところです。

23ページはデータベース構築に向けた市役所内の体制です。右側の教育委員会内の赤枠の私含め4人が中心となりつつ、部局横断的なプロジェクトとして、左側の企画財政部やこども健やか部等とも、データ項目や支援策の検討について連携しながら進めているところです。

24ページです。学校生活アンケートについては、昨年度までは紙で行い、臨床心理士が目視で結果を見ながら対応が必要な生徒を抽出していました。今年度から Google Forms で行ったことにより、アンケート終了後からごく数日で対応の緊急性が高い生徒の結果を学校に返却できるなど、デジタルの効用を実感しています。

25ページです。特に作業量が多いのが、こちらにある、データの形式の変換や ID の付与、データクレンジングなどの作業です。本市ではデータ利活用に専門的な知見を持つ職員が中心となり、分析を担当する事業者とも連携しながら、こちらを進めています。

26ページが、データベースをどのように活用するかというユースケースについてですが、このスライドと、次のスライドで検証の射程としてより具体的なものをリストアップしています。ただし、今年度中にすべてのユースケースについて検証できるわけではありませんが、分析の進捗状況に応じて検証を進めてまいります。

28ページですが、次に、想定するユースケースを受けて、必要と思われる機能を整理し、一覧にしました。データベースの基本的な機能に加えて、市教委担当者や学校が使いやすく分かりやすいインターフェースを目指す必要がありますが、こちらも、最終的に実装が必要と思われる内容をまとめており、今年度中に全て実装可能という訳ではない点にご留意ください。

29ページです。データ連携に当たって個人情報の保護は大前提であり、教育政策室外の部署が保有する個人情報の利用に関連して、市

個人情報保護条例に基づき、戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会へ諮問を5月に行い、承認を得ております。

31ページです。保有データの分析結果について、現時点までの進捗を御報告いたします。今年度の実証事業におけるデータ分析は、半熟仮想株式会社様に依頼しており、現時点での進捗の要点をここでお示ししております。

32ページの結果ですが、あくまでも、令和3年度分のデータを基にした、短期間での暫定的な分析の結果であることに留意が必要です。その上で、学期ごとの欠席率と次学期の長期欠席に相関が見られた、保健室の利用回数と欠席率に相関が見られたが長期欠席率とは相関が見られなかった、学力が低い生徒の方が長期欠席割合が高い傾向が見られた、ただし中学生のみ、といったことです。

33ページです。現時点までの分析では明らかな関係性が見られる訳ではなく、この分析だけで不登校予測を行うことは難しいといえます。そこで、今後の展開としては、複数年度のデータを分析に利用できるようにするとともに、不登校の予兆に関する仮説検証を進めることと並行して、複数のデータ項目を組み合わせた予測モデルを作成し、精度検証と今後の精度改善に向けた必要事項をまとめることが想定されます。

現在の取組から思う諸課題として、34ページにあるとおり、何のために教育データを使うのかという目的の明確化や、質的なエビデンスやスモールデータも重要であること、35ページにあるデータリテラシーの向上、36ページにある個人情報の取扱いなどが挙げられます。

今後の方向性としては、38ページですが、授業を科学する、生徒指導を科学する、学級・学校経営を科学するという3つの視点で進めてまいりたいと考えております。データベースの取組としては、生徒指導を科学する部分、そして学校経営についても学校カルテで検証してまいります。授業を科学するについても、別的手段で検討を行っていきます。説明は以上でございます。

<p>委員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>非常に高いレベルの内容ですので、市長部局も含めて組織的に取り組んでいくには、多くの人員の確保が必要かと思います。そうした中、教育委員会の少ない人数でここまで進めていらっしゃるのには、大変な御努力をされているのだらうと感じます。</p> <p>実際にデータを収集、入力していく作業については、企業も、学校も絡んでということですが、学校に負担がかかってしまう作業方法だと大変な状況となってしまうので、そういったことも含めて考えていただきたいと思います。</p> <p>データを管理する上で、個人情報の取り扱いは、やはり難しいと思います。適切に管理された環境下で取り扱うことができるようになっていとは思いますが、いつ、どのように流出してしまうかわからないので、そういった点も注視しながら進めていただきたいと思います。また、児童生徒の学習状況や家庭環境のデータであれば貴重な研究材料となりますし、廃棄時期の検討も必要だらうと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>学校現場の負担という意味では、データベースを作るにあたって特に学校に何か作業をお願いすることは今のところありません。学校からいただいたデータを整えてデータベースに入れる作業は、基本的にすべて教育委員会の職員で行っています。</p>
<p>委員</p>	<p>こういったことは往々にして理念が先行し抽象的になりがちですが、御説明いただいて、地に足がついているという印象を受けました。具体的に例を出され、それについてどのようにDX化を行っているのかといった事例を提示していただき、とても分かりやすかったです。理念的な空論になっていないなと感じました。</p> <p>人的な資源が足りない部分は、外部の力を活用するなどして、上手く回しているなと思います。今後も大いに活用していただき、戸田の教育の発展に寄与していただきたいと思います。</p>

	<p>先程もお話がありましたが、大変な課題に取り組んでいらっしゃる ので、ご自愛いただきながら進めていっていただければと思います。</p>
事務局	<p>教育データの利活用が専門で、教育行政のプロとして採用された職員 を中心として取り組んでいます。データベースを作っていく上では、やはり、 情報を紙ではなくデータで収集しなければなりません。そういった「データの 取得」というところからデジタル化していく必要がありますので、本年5月 から、そうした方法にシフトしました。デジタル化したことにより、学校 現場からも、やりとりのスピードが上がり、効率化されたというお言葉 をいただいています。身近なところから、データ利活用のメリットが関係 者の方に御理解いただけていくと、こうした取り組みは進んでいくのか なと思います。</p>
教育長	<p>データというと、「危ない」や「冷たい」といったイメージが先行し やすいですが、実は、教育を支援、後押ししてくれるものであると いった認識が学校現場にも浸透しつつあります。そういったことも、 こうした施策を進めていく上では追い風になっていると思います。</p> <p>進めていく中で新たな課題が出てくるとこともありますが、今後に 期待できるものはたくさんあると思います。</p>
委員	<p>素晴らしい取り組みを進めていただいていますね。</p> <p>データを利活用し、他部署とも連携をしていくことで、教育におけ る様々な課題がフォローされていくと思いますが、ぜひ、地域格差と いったことについても、改善していただければと思います。</p>
事務局	<p>資料の19ページにもありますが、家庭環境等を含めて、すべてを 教育委員会で把握することは難しいので、他部署とも連携を図りなが ら、誰一人取り残されない支援の実現に繋げていきたいと考えていま す。</p>
委員	<p>自分自身も仕事でデータを扱うことがありますが、データクレンジ ング等は、本当に根気のいる作業かと思います。</p>

	<p>これまでは、学校の先生方の経験や勘といったものを頼りにしなければ発見できなかった子供のSOSを、データを利活用することにより、早い段階で察知することができるようになるというのは、素晴らしいことだと思います。大変だと思いますが、ぜひ進めていていただきたいと思います。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。他にはございますか。</p>
委 員	<p>特になし。</p>
教 育 長	<p>では、他になければ、以上で教育委員提案②は終了いたします。</p> <p>続きまして、「報告事項」について申し上げます。本日は「その他」を含めまして9件の報告がございます。</p> <p>① 令和4年12月戸田市議会定例会 教育関連一般質問及び常任委員会について</p> <p>② 戸田南小学校増築工事基本計画について</p> <p>③ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について</p> <p>④ 中学校選択制による入学希望校最終申込状況について</p> <p>⑤ 市民企画講座「家族で取り組む産後ケア」の開催について</p> <p>⑥ 人権講演会「叩かない子育て」の開催について</p> <p>⑦ 第21回昔のくらし展の開催について</p> <p>⑧ 第69回文化財防火デーに伴う文化財防火査察等の実施について</p> <p>⑨ その他</p> <p>資料 No. 2に基づき、詳細につきまして、各所属長より報告いたします。なお、御質問につきましては、すべての報告が終了したのちに伺います。</p>
事 務 局	<p>報告事項①令和4年12月戸田市議会定例会 教育関連一般質問及び常任委員会について御説明いたします。</p> <p>今回は6名の議員から一般質問がありました。説明は、質問項目の概要とさせていただきますので、答弁の詳細につきましては、資料を御確認いただきますようお願いいたします。</p>

	<p>1 人目の山崎議員につきましては、「学校と地域の関係について」で、「コミュニティスクールとスクールコミュニティの考え方について」でございます。</p> <p>2 人目の本田議員からは、「令和5年度の予算編成について」のうち、「学校給食費の無償化の実施について」でございます。</p> <p>3 人目のむとう議員からは、「性教育について」で、小中学校における性教育はどのように行われているのか、子供が利用する図書館等に、性教育に関する本棚を設置してはどうか、また、性教育を学び直す市民向け講座等の取り組みについてでございます。</p> <p>4 人目の野澤議員からは、「中学校部活動の地域移行について」で、「本市の現状や課題について」でございます。</p> <p>5 人目の竹内議員からは、「通学路の安全対策について」で、「危険箇所、対策要望箇所への対応について」、「交通指導員の配置について」でございます。</p> <p>6 人目の酒井議員からは、1 点目として「学力向上について」で、「(1) 通塾支援について」、「(2) 充実した環境の自習スペースを各地区に確保しては」でございます。</p> <p>2 点目としては、「中学校の武道に相撲の導入を」で、「(1) 中学校の武道の実施状況について」、「(2) 中学校の武道に相撲を導入しては」でございます。</p> <p>次に、資料はございませんが、常任委員会では主なものとして、国の交付金を活用した市内小中学校の全児童生徒の令和5年1月から3月までの給食費の無償化に係る条例改正及び補正予算を専議により議決し、また、芦原小学校教室棟増築等工事の入札不調による継続費の補正等を計上しております。説明は以上となります。</p>
事務局	<p>報告事項②戸田南小学校増築工事基本計画について報告いたします。1 枚目の資料を御覧ください。</p> <p>過日御説明した内容のリフレインにもなりますが、今回、南小の増築等工事を行うに至った背景は、児童増に伴う令和8年度からの教室不足への対応です。</p>

また、これまで設置場所がないことなどにより、自校式給食調理場の設置についても課題となっておりました。

以上から、令和8年度までに将来を見越した教室不足対策として教室棟を増築すること、そして、教室棟を契機とした自校式給食調理場の設置を目的として進めてまいりたいと考えております。

2枚目の資料を御覧ください。

今回の増築棟工事における基本構想として5つの柱を掲げました。

1つ目は、教室不足の解消です。児童数の増加に対応するため1教室を設置します。

2つ目は、自校式給食調理場の設置です。設置により出来立てのよりおいしい給食の提供やアレルギー食の柔軟な対応を行うことができます。これに加え、手作りの給食をより身近に感じられる「見える調理場」にし、充実を図ります。

加えて、3つ目は、決して広くない校庭が、1、2によりさらに校庭面積が圧迫されることを解消するため、既設プール及びプレハブ校舎を解体することで、敷地面積が、5,234㎡から5,700㎡に拡大されるだけでなく、倉庫などの再配置により使いやすい形状にしていくことで面積を最大限に生かせるようにします。

これに伴い、4つ目は、南小の地の利を生かして、近隣の民間施設を活用しプール授業を展開します。専門の指導者による水泳授業の充実が図れること、水温管理された室内プールで季節や天候に左右されない水温管理のされた室内プール授業が展開できます。

さらに、5つ目は、現在、プレハブ校舎内にあり校舎から遠い図書室を移設し、アクセス向上やバリアフリー化を図ったより良い図書室にリニューアルします。また、電源やWi-Fiが整備されたワークスペースの設置や廊下などの共用スペースでも読書や休憩ができる空間づくりなど、学校の新たな子供たちの居場所となる「開かれた図書館」として充実を図ります。

以上により、増築等工事を契機として、子供たちにとって最適な環境を整備します。

資料3 ページ目を御覧ください。

次に、コンセプトを踏まえた配置計画です。左側の図が敷地全体でのゾーニング、右側が増築等のゾーニングです。

①「教室増築棟の建物配置」については、既存プールの跡地の有効活用により校庭面積を最大限確保できるよう配置します。

②「教室増築棟の高さ」については、日影規制や周囲への圧迫感を考慮し、3階建てとする計画です。

③「防災備蓄倉庫等の設置」防災機能を強化するため、1階及び3階への防災備蓄倉庫の設置、また、浸水被害対策施設として貯留施設を設置します。

④「児童の登下校の動線確保」については、これまでと同様、西門から既存校舎の昇降口へアクセスできるようにするため、増築棟の1階部分を一部外部動線用にピロティとし、児童は、増築棟のピロティを通り抜けられるように整備します。

⑤「給食調理場への搬入」は、西門における児童との重複を回避するため、搬入口を分け敷地南西角部に整備する計画です。

⑥「民間プール施設への児童の動線」については、西門から当該施設までの道のりにおいて、外構の整備により交通安全に配慮していきます。

⑦「南側隣地住宅への配慮」については、校舎の増築に当たって、隣地との離隔距離を確保するとともに閉塞感の緩和に配慮していきます。

⑧「バリアフリー化」については、スロープの設置等による段差のない増築計画、エレベーターや多目的トイレを設置する計画です。

⑨「附属棟の設置」については、校庭に点在している体育倉庫や石灰庫などをまとめ、校庭の使い勝手を考慮してまいります。

次に、資料右側、教室増築棟の各階構成について、下から1階、2階、3階となっています。

1階は、昇降口と給食調理場、防災備蓄倉庫、階段やエレベーター、トイレなどの共用スペースを配置します。また、西門から校庭や既存

昇降口への通り抜け通路を確保します。

2階は、既存校舎側に図書室、南面に5つの普通教室、共用スペースを配置します。

3階は、既存校舎側に防災備蓄倉庫及び教材室、南面に同じく5つの普通教室、共用スペースの配置を計画しています。特に、防災備蓄倉庫は、荒川決壊による水害を考慮し3階に配置する必要があります。また、教室は、学年が共用部で分断されないよう、横並びの配置にします。図書室は、既存校舎からもアクセスしやすい位置に配置します。なお、これらは、学校現場の意見を踏まえながら配置を検討しています。各室の設置や広さ等については、基本計画策定後の基本設計の中でより詳細な検討を行い決定していきます。

次に、資料4ページ目をお開きください。本工事の流れについて御説明します。

実施区分を4つに分けて記しています。

「工事実施区分1」は、令和5年度に、既存プールの解体や体育倉庫等の附属棟を再配置します。

「工事実施区分2」は、令和6年度に入札、議決を経て、まずは、既存の渡り廊下を撤去し、仮設の渡り廊下の設置等の工事を行います。

「工事実施区分3」は、区分2の工事終了後、令和6年度中から増築等の建築、渡り廊下、既存校舎との接続に係る改修、外構工事等を令和7年度後半までかけて行い、令和8年度当初から増築棟の供用を開始します。

「工事実施区分④」は、増築棟工事完了後にプレハブ校舎の解体、周辺外構工事を行い、概ね、令和8年9月までで工事完了となります。

なお、プール授業は、令和5年度まで既存プールを使用し、令和6年度から民間プールにて水泳授業を開始する予定です。

本件につきましては、去る、12月5日に開催された、戸田市議会文教建設常任委員会にて報告し、御理解いただいたことを御報告いたします。

事務局	<p>報告事項③「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について」報告いたします。</p> <p>資料No.2 報告事項の③ 12ページを御覧ください。</p> <p>こちらは、14ページでございます、令和4年11月29日付けで文部科学省が発出した事務連絡及び13ページでございます県教育長からの通知を受けて、市教委から発出した文書です。これまで、4月6日付けの県通知に基づき、給食中の会話は控えてきたわけですが、「従前から、必ず黙食をすることを求めている」という表記がこの度の通知にございましたので、12ページでございます市の通知においても、感染状況も踏まえつつ、感染対策を講じた上であれば会話をすることも可としました。あわせて、マスクを外せる場面では外すというように、メリハリのあるマスクの着用について通知しました。</p> <p>また、12月2日には、マスクの着脱について、より具体的な通知が県からありました。26、27ページのリーフレットを御覧ください。ここには、マスクでの差別をしないこと、メリハリのあるマスクの着脱について、わかりやすく示されています。学校には、内容について、教職員、児童生徒及び保護者に周知する通知しております。今後はこれらの通知に基づき、校内の感染状況も考慮しながら、各学校でメリハリを付けて対応してまいります。以上でございます。</p>
事務局	<p>報告事項④中学校選択制による入学希望校最終申込状況について報告いたします。</p> <p>資料No.2の30ページを御覧ください。</p> <p>10月24日に、最終選択期間を締め切り、集計を行いましたところ、申込者が最終的に定員を超えた学校はありませんでしたので、今年度は抽選会を実施することなく、全員が希望校に入学できることとなりました。</p> <p>なお、入学通知書は、1月中旬頃に各家庭に発送する予定です。</p> <p>以上でございます。</p>
事務局	<p>資料31ページの報告事項⑤、市民企画講座「家族で取り組む産後</p>

	<p>ケア」の開催について、報告いたします。</p> <p>この講座は、市民が企画した講座の今年度2つ目の講座です。テーマは、「家族で取り組む産後ケア」で、講師は、認定 NPO 法人マドレボニータ、産後セルフケアインストラクターの桐原 沙織（きりはらさおり）様です。</p> <p>妊娠・出産を機に、これまでとは生活スタイルや環境が変化する中で、家族や夫婦がお互いの思いを共有し、理解し合い、これからの家族をどう築いていくのか一緒に向き合うきっかけとなることを狙いとした講座です。</p> <p>対象は、産後の女性とその家族で、妊娠・出産で落ちてしまった体力の回復をはかるため、バランスボールを使ったエクササイズを夫婦や家族で一緒に行い、自宅でもできるセルフケアを学ぶことに加えて、家族でお互いの思いを話し合います。</p> <p>日時は、1月21日（土）午前10時から、あいパルで行います。今回の講座は、講座の形式上、会場受講のみです。</p> <p>報告は以上となります。</p>
事務局	<p>続きまして、資料32ページを御覧ください。</p> <p>報告事項⑥、人権講演会の開催について、報告いたします。</p> <p>昨今、虐待については、メディアを賑わす事件等もあり、関心が高まっております。</p> <p>今年度の人権講演会は、「叩かない子育て」と題し、NPO 法人 児童虐待防止全国ネットワーク理事で、子育てアドバイザーの高祖 常子（こうそ ときこ）様を講師にお招きして開催いたします。</p> <p>親は、叩かない子育て宣言を自らすることで、子どもとの向き合い方が変わってくるということです。叩かない子育ての大切さを考えるきっかけとしていただきたいと思いますと考えております。</p> <p>開催日は1月14日（土）、場所は市役所大会議室です。人権講演会は、家庭教育学級として開催するもので、小中学校保護者の参加が中心となりますが、一般市民の方も受講可能となっております。今回も、会場受講に加えて、オンデマンド配信を実施いたします。</p>

	<p>教育委員の皆様にも、視聴に必要な情報を、後日、お知らせさせていただきますので、御覧いただければ幸いです。</p> <p>報告は以上となります。</p>
事務局	<p>報告事項⑦「第21回「昔の暮らし展」の開催について」御説明いたします。</p> <p>資料33ページから35ページでございます。</p> <p>戸田市立郷土博物館3階 特別展示室等において、第21回「昔の暮らし展 たんけん 昔の暮らし」を開催します。</p> <p>期間は、令和5年1月14日（土）から3月5日（日）までの45日間です。</p> <p>内容は、「電気・ガス・水道」の設備がなかった頃、人々は自然の力を巧みに利用して道具を作り、工夫して生活をしていました。そのころの道具と初期の電化製品との比較のほか、土間や茶の間等の住居の再現、写真パネルをとおして、主に昭和の人々の暮らしの変化と戸田の町並みの移り変わりを紹介するものでございます。</p> <p>また、この展示会は、博学連携事業の一環でもあり、小学3年生の学習「人々の暮らしのうつりかわり」をサポートする企画となっております。</p>
事務局	<p>報告事項⑧「第69回文化財防火デーに伴う文化財防火査察等の実施について」御説明いたします。</p> <p>資料36ページでございます。</p> <p>毎年1月26日は、昭和24年に法隆寺金堂壁画が焼失した日にちなみ、「文化財防火デー」とされており、本市においても、消防本部と協力し、文化財保護訓練及び文化財防火査察を実施するものです。</p> <p>文化財保護訓練については、午前9時30分から、美女木2丁目の妙厳寺<small>みょうごんじ</small>で実施されます。この訓練は、消防本部が主体となり、消防団<small>みょうごんじ</small>、生涯学習課及び妙厳寺関係者により火災発生時の連携強化を目</p>

	<p>的に実施されます。</p> <p>また、文化財防火査察は午後1時30分から、美女木八幡社など、三か所の寺社で実施します。実施内容は、消防本部予防課による防火設備の査察及び生涯学習課職員による文化財管理状況の調査でございます。</p>
教 育 長	次に⑦その他ですが、事務局より何かございますか。
事 務 局	特になし。
教 育 長	以上で、「報告事項」が終わりました。何か御質問等がありましたら伺います。
委 員	<p>報告事項②については、防災倉庫が新設されたということですが何人分くらいの防災食が備蓄されていますか。</p> <p>また、民間のプール施設の利用ですが、費用としてはプールを建設するより、そちらを利用することの方が安価なのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>備蓄倉庫内の詳しい食数は把握していませんが、避難してくる地域の方に対応できる数は用意されています。</p> <p>備蓄倉庫は1階と3階に分けられており、荒川が決壊した場合、2階部分までは浸水する想定ですので、3階に食料等は置きます。1階には、地震が起きた時のために、テント類を入れておく予定です。</p> <p>民間プールの利用に関する予算の問題としては、プールを新設した場合と比べ、民間プールに委託した方が、費用が安価であるといった試算が出ています。令和6年度からの利用となりますので、来年度に予算を要求していくといった流れとなります。</p>
教 育 長	他にはございますか。
委 員	特になし。
教 育 長	続きまして、「議案第33号 戸田市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令（案）について」事務局より説明願います。

事務局	<p>議案第33号 戸田市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令(案)について御説明いたします。1ページを御覧ください。</p> <p>この度、県の育児休業等に関する条例、規則等の改正がございましたので、それに併せた改正、また、その他、いくつか改正箇所がございますので、主な変更点について説明いたします。</p> <p>主な変更点は4点です。</p> <p>1点目は、出退勤システムへの打刻について、第7条の2として追加、2点目は、育児休業にかかわり、第17条の2の部分に追記しています。図にありますとおり、原則2回まで取得できることとなりました。</p> <p>3点目は、各種休暇願や届、休業承認請求書等の押印廃止です。資料にはありませんが、各様式にある「印」という記載を削除しました。</p> <p>4点目は、内容にかかわらない部分での文言修正です。</p> <p>2ページから14ページに改正案の詳細及び新旧対照表を添付しておりますが、量が多くなりますので、説明は割愛いたします。</p> <p>説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教育長	何か御質問等がありましたら伺います。
委員	特になし。
教育長	それでは、質問等がないようですので、打ち切ります。議案第33号は、提案内容のとおり議決することに御異議ございませんか。
委員	(異議なし)
教育長	異議なしと認め、議案第33号は提案内容のとおり議決いたします。
教育長	続きまして、「議案第34号 教育データの利活用に関するガイドライン(案)について」事務局より説明願います。
事務局	<p>議案第34号について御説明いたします。</p> <p>実際のガイドライン(案)については、文章が約50ページに上り</p>

ますので、概要で御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。

先程の教育委員提案にて御説明させていただいた教育総合データベースの構築・運用に当たりましては、個人情報を利用することになりますので、住民に対して、「何のためのデータ連携なのか」等について、丁寧に考え方を説明し、理解を得る必要があります。そのため、本ガイドライン案を、教育政策シンクタンクに設置したアドバイザリーボードにおきまして、2回にわたり、外部有識者の御知見、御意見をいただきながら、策定を行ってまいりました。国の最新の動向を参考として策定しておりますが、今後の状況を踏まえて、必要な場合には適宜見直しを行ってまいりたいと考えております。

まず1点目として、教育データの利活用全般に関する基本的な方針というものを記載しております。「①教育は技術に優先する」ということで、データ利活用の目的は、誰一人取り残されない、子供たち一人一人に応じた支援の実現であること、データは必ずしも万能なものではなく、「データ化する必要のないもの」「データで測れていないもの」が存在することを常に認識し、手段であるデータ利活用が目的化しないようにする必要があります。「②差別的取り扱いの禁止等」で、教育データの利活用により、例えば特別支援学級や通級による指導の対象者とすべき者を恣意的に選別したり、いじめっ子を予測する等、児童生徒個々人のふるい分けを行ったり、差別的な取り扱いや不適正な利用に繋がることのないようにすること、また、本人や保護者が望まない形で行われることによって、個人が権利利益の侵害を受けることのないようにする必要があります。「③内心の自由の保障等」として、教育データの利活用により本人が外部に表出することを望まない内面の部分を可視化することのないようにすること、また、行動の細部まで把握され、逐一監視されるような状況になれば、自由の制約になるような可能性もあり、留意すべき必要があること、「④教育の機会均等と水準の維持向上」については、教育データは、こうした

目的で利活用されるべきであり、成績等の序列化や一面的な評価に繋がることのないようにすること、何よりも、学習者である児童生徒が受益者となるよう、各主体が連携して取り組んでいく必要があることとございます。

2 ページを御覧ください。

こちらは本データベースに関するものとして、教育データの利活用に対しての具体的な措置ということでまとめております。

まず1点目「データガバナンス体制の確立」ということで、本事業はデジタル庁の実証事業として実施しておりますが、デジタル庁において、実証事業ガイドラインというものを策定しており、そちらに、ここにありますような4つの主体というものが提示されております。こちらにつきまして、本市において具体的にどのような役割が求められているかといったことを記載しております。

まず、「1. 総括管理主体」として、データガバナンス体制の中核的役割を担う、データ連携の目的の設定や、項目の必要最小限性の担保、個人情報保護措置の実施、また、委託を実施する場合は、委託先の監督等を行います。データベースに搭載するデータを保有する「2. 保有・管理主体」につきましては、担当者・責任者を明確化するとともに、元の利用分野を超えてデータを提供する必要性や取得、提供方法等を整理すること。傾向を分析して、判定ロジック等についてまとめる「3. 分析主体」につきましては、情報の適正な取扱いを図っていくこと、また、実際に子供のアセスメントを行ってプッシュ型支援等を実施する「4. 活用主体」におきましては、支援状況の継続的な記録や、有効性の評価等を行っていくことについて記載しております。

2番目ですが、「安全管理措置」ということで、個人情報等の安全管理のための必要かつ適切な措置について記載を行っております。まず「1. 組織的安全管理措置」ということで、管理責任者の指定や報

告体制の明確化、「2. 人的安全管理措置」として、データベースの管理・運用・セキュリティ対策等に関する研修を実施すること、「3. 物理的安全管理措置」として、立ち入り権限の制限や事業者に対する措置の依頼、モニタリングを実施すること、「4. 技術的安全管理措置」として、職種や所属等に応じたアクセスコントロールを行うこと等を記載しております。

また、橙色の部分ですが、今回のデータベースはすべての児童生徒を対象としていることや、機微性の高い情報も含まれますので、丁寧な説明を尽くして理解の醸成を図っていく必要があります。利用目的の丁寧な説明や、学校現場にデータ利活用文化を醸成していくこと、また、市民・世論の理解を醸成していくこと、さらに開示請求等があった場合は、適切に対応することを記載しております。

最後にデータベースの構築・運用の在り方として、先程の御説明とも重複する部分がありますが、当面想定されるユースケースを設定し、データベースに実装すべき機能の整備を行う、また、対象年度としては、当面の作業として直近のデータ2年度分を優先しながら、随時遡っていくことを検討しております。保存期間といたしましては、基本的には法令や市の規定に基づいて管理するということとなりますが、関係規定を考慮いたしますと、分析結果等のデータベースの情報につきましては、5年を基本としつつ個別具体的な検討が適切ではないかと考えております。また、卒業等に際しては、個人情報政策目的上不要となった段階で削除・廃棄を行うこととなりますが、いわゆるビッグデータについて、単体で個人を識別できる削除した情報の蓄積方法も、今後検討してまいりたいと考えております。また、データフォーマットを積極的に公開していくことや、学術研究機関等とデータを共有する際には、単体で個人を識別できる記述については削除することを基本とするといったことを記載しております。

次に3ページを御覧ください。

11月14日に開催されたアドバイザーボードにおきまして、ア

ドバイザーの方から頂戴した御意見を左側、それを踏まえてガイドライン案の修正を行っている状況を右側に記載しております。

まず、(1) 委託先については個別に協議していくといった旨を記載することも必要ではないかということで、右側の赤字のように追記を行っております。(2) SOS情報等は重要度が高いので、管理の度合いを上げていくといった視点が必要ではないかということで、元々記述はありましたが、改めてその旨を追記しております。(3) 保存期間5年ということを含めて、今後、教育データが使われる事例を集めて、それに照らしてガイドラインを見直すことも重要ではないかということで、まず上段の部分にある全体的な記述の部分で、教育データ利活用に係る具体的な事例の蓄積等を踏まえて、必要な場合には適宜見直しを行うということ、また保存期間のところでも5年を基本としつつ、個別具体的に検討していく旨を記載しております。

4ページを御覧ください。

(4) ですが、ガイドラインについては色々な議論があり得るため、今書かれているものとは別の設定の仕方というものも可能性はあるので、議論自体も今後、並べて公開していくことが良いのではないかということで、そうした旨を右側のように赤字で追記しております。また後程御説明しますが、そういった資料を作成しております。(5) アウトカム評価を行っていくべきではないかということで、そうした旨を前段の部分と、今後の方向性の部分で1段落設けて記載しております。(6) 卒業後のデータの取り扱いについて今後検討いただけるとありがたいということで、まず制度運用上の課題について整理を行うという旨、追記を行いました。

5ページを御覧ください。

(7) 今回のデータベースが、SOSの兆候が発見されないと結びつかない仕組みになっているのではないかと、あるいは貧困や虐待については連携していく必要があるのではないかとといったことにつきま

しては、具体的な活用イメージについて、先程教育委員提案のなかで御説明したような内容を文章の方にも加筆いたしました。(8)川下での政策に加えて、川上で、いかに不登校等を予防していくのかについても検討していく必要があるのではないかとということで、そうした旨を記載しております。

6ページを御覧ください。

この他にもアドバイザーの方から、会議中、会議後にも個別に御意見を頂戴しております。例えば、基本的な方針の「差別的取扱いの禁止」「内心の自由の保障等」について、どのように歯止めをかけていくのかといった御視点。また、本人が外部に表出することを望まない内面の部分が可視化することがないようにするといったような点につきまして、仮にそういったことが出てきた場合の取り扱いについても記載する必要があるのではないかと、あるいは機密性の高い情報についても、説明や周知するような必要があるのではないかとといったこと。また、開示請求等以外に、データ・ポータビリティ件の行使といったことについても想定しておく必要があるのではないかとということ、また下から2つ目ですが、様々な主体につきまして、より明確に記載する必要があるのではないかとといったようなこと。あるいは児童生徒本人がデータを「残してほしい」「移してほしい」と言ってきた場合において、対応を検討していく必要があるのではないかとといったような御意見がありました。現時点においてすべて記載することは難しい部分もございますが、今後の課題として受け止めてまいりたいと考えております。

7ページを御覧ください。

先程のアドバイザーからの御意見の中で、検討の選択肢というものを示してはどうかということで記載しております。データベースというと、あらゆるデータをすべて搭載して、その中から意味のあるものを探せばよいのではないかとといったような考え方もあり得ると思いますが、本件についてはそのような考えはとっておりません。基本的

	<p>には目的達成のために必要最小限の範囲内で個人情報を利用するというので、目的に照らしまして、関係のあるデータ項目というものに絞って、データベースに搭載を行っております。</p> <p>8ページを御覧ください。</p> <p>教育委員提案の最後で御説明した3つの「科学する」ということについて、「授業を科学する」ということにつきましても、必要性自体は認識しております。他方で、いわゆる学習状況を示すようなデータにつきましては、鮮度や頻度の高い、且つ、標準化されたデータというものが、現時点で本市においては存在しておりません。そういったことを踏まえて、行政データとして保有しているものでSOSを察知することがより可能性があるということで、「生徒指導を科学する」ことをデータベースの対象とすることといたしました。説明は以上となります。御審議の程よろしくお願いいたします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>内容が非常に専門的なものですので、個々にというよりは、全体として御意見、御質問等がありましたらお伺いできればと思います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>何点か補足させていただきます。資料23ページ（縦では15ページ）を御覧ください。</p> <p>ガイドライン案についてはアドバイザーの方と個別に協議を行っておりますが、その中で出てきた話で、「(2) 人的安全管理措置」の具体的には～の部分について、当初、データベースを所管する教育政策室の職員に対して研修を実施するといったような記載となっておりましたが、今回のデータベースにつきましては、部局横断的な取り組みであるということ踏まえた時に、仮に問題が発生した場合、「なぜ人的安全管理措置を教育委員会の職員にしか行っていなかったのか」といったようなことになることも考えられますので、行った方がよいのではないかとといったような御指摘を頂戴しました。それを踏まえまして、下の部分ですが、「データ連携によって個人情報等を取り扱うこととなる職員はもちろん、必要に応じ、その他の関係職員</p>

	<p>に対して実施する」といった記載にいたしました。</p> <p>また、2点目ですが、今回データベースに搭載する情報としましては、機微性の高い、いわば相談情報といったようなものも含まれます。そういったようなものにつきまして、研修を行うのであればその中で、実施した方がよいのではないかとといったような御指摘をいただきました。そこにつきましては、機微情報だけについて研修を行うというよりも、23ページ（縦では15ページ）の下から2行目に記載のある、登録する情報の内容全般に関する研修を行うという形で追記を行いました。</p> <p>3点目として、30ページ（縦では22ページ）ですが、（4）開示請求等があった場合の対応につきまして、データ・ポータビリティ権について今後言及していく可能性があるのであれば、そういったこともお伝えした方がよいのではないかとといった御指摘もあったのですが、これについては、権利として明確な根拠があるわけではございませんので、自治体のガイドラインとしては記載することがなかなか難しいということで、現在、法律上に規定のある開示請求、削除の定義についてのみ記載を行っております。以上です。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>重要な御指摘ですので、アドバイザーの方にいただいた御意見についてはできるだけ生かすという方向で、事務局として取り組んでいます。</p> <p>御意見、御質問はございますか。</p>
<p>委 員</p>	<p>今回のお話は、データベースを構築した場合、構築したものの活用について、こういった方向で行っていくことを承認いただきたいという趣旨であるといった理解でよろしいでしょうか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>おっしゃるとおりです。また活用だけでなく、構築をする際に、こういった事項に留意して行うべきであるといった趣旨も含まれています。</p>

委 員	<p>ありがとうございます。</p> <p>その際に、ガイドラインの効力性というか、どの程度の拘束力を持つものなのでしょうか。例えば、様々な要望、質問に対して、規則に則って答える時の運用を決めているという理解でよいのでしょうか。</p>
教 育 長	<p>おっしゃるとおりです。想定される事案すべてについて、このように対処していくといったことを記載しているものではなく、運用の基本的な指針というか、方向性を示したものであると御理解いただければと思います。</p>
委 員	<p>そういった意味では、このガイドラインがあれば安心してデータベースを活用できるといったものですね。慎重に実施されてらっしゃるということがよく分かりました。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。他にはございますか。</p>
委 員	<p>特になし。</p>
教 育 長	<p>それでは、(他に)質問等がないようですので、打ち切ります。議案第34号は、提案内容のとおり議決することに御異議ございませんか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
教 育 長	<p>異議なしと認め、議案第34号は提案内容のとおり議決いたします。</p>
教 育 長	<p>続きまして、「議案第35号 戸田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則(案)について」事務局より説明願います。</p>
事 務 局	<p>議案第35号 戸田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則(案)について、御説明いたします。</p> <p>18ページの新旧対照表を御覧願います。</p> <p>今回の主な改正は2点になります。</p> <p>まず1つ目の第9条関係の、貸出券の更新手続きについて御説明し</p>

ます。

図書館では利用者の登録情報に変更がないことを確認するため、貸出券に1年間の有効期間を設定しております。現行の規定では期間を過ぎてしまった場合は「更新」ではなく、「再登録扱い」として再度利用者に申請書をご記入いただいていたため、事務が煩雑になっておりました。

そこで、「やむを得ない事情により当該期間中に更新することが困難な場合は、当該期間の満了後5年を経過する日までの間に申請することができる」とすることにより、有効期間満了から日にちが経ってしまった場合でも、本人確認書類の確認のみで更新手続きが行えるよう、手続きの簡略化のため改正するものです。

なお、申請可能な期間を5年としたのは、有効期間満了後、5年間利用がない利用者について登録情報を削除するためです。

第9条第10項、貸出券の無効については、現行の規則には貸出券について無効の規定が無いため、追加するものです。

19ページをお開き願います。

2つ目の、第10条関係の、貸出数量及び貸出期間について御説明します。

改正箇所が2カ所あります。

まず、表の個人の区分について、貸出数量を現在の10点以内から30点以内に変更します。これは、現在、図書資料及び視聴覚資料の予約件数が合計30件までとなっており、予約件数の上限に合わせて貸出数量を増やしてほしいという利用者からの御要望があったためです。

参考までに23、24ページには、他の自治体の状況になります。

次に表の団体等の区分について、現在は「視聴覚資料10点以内」としてありますが、これをビデオとDVDを除いた「CD・カセットテープ10点以内」とします。

これは、図書館で購入しているビデオやDVDのほとんどが個人貸出専用の商品であるためです。

	<p>25ページの参考資料にもありますが、著作権法第38条第5項において、「映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする施設は権利者に対して相当な額の補償金を支払わなければならない」とされています。ソフトによって「個人貸出のみ可能なもの」、「団体貸出可能なもの」、「上映権がついたもの」など、利用可能な範囲が異なります。利用範囲が広いほど値段が高く、また、対象となるソフトの数が少なくなります。そのため、図書館では、多くの方に利用していただくため、比較的安価で種類の多い、個人貸出用の補償金処理済ソフトを購入するようにしており、これを団体の利用者に貸出することは著作権上問題があるため、今回、団体利用者を貸出対象から外すことにするものです。</p> <p>今回、団体の利用者について中央図書館1階のフロアにあるビデオやDVDなどの貸出ができなくなりますが、中央図書館では市内の学校、社会教育関係団体又はこれに準ずる団体向けに視聴覚教材の貸出を行っております。こちらは団体向けかつ上映権のついたものを購入しており、映写機の貸出しも可能です。団体の利用者に対しては、今後こちらの制度を利用していただくよう周知してまいります。</p> <p>様式の変更として、21、22ページをお開き願います。</p> <p>第1号様式として、貸出申込書について、事務用文書の語句の修正を、第2号様式として、貸出券裏面の所在地の施設名の変更をそれぞれ行うものです。</p> <p>施行期日は令和5年1月1日としております。以上でございます。</p>
教育長	何か御質問等がありましたら伺います。
委員	特になし。
教育長	それでは、(他に)質問等がないようですので、打ち切ります。議案第35号は、提案内容のとおり議決することに御異議ございませんか。
委員	(異議なし)

教 育 長	異議なしと認め、議案第 3 5 号は提案内容のとおり議決いたします。
教 育 長	続きますして、「議案第 3 6 号 戸田市立図書館及び戸田市立郷土博物館の特別整理期間並びに図書館システム更新に伴う休館について」事務局より説明願います。
事 務 局	<p>資料 2 6 ページからの、議案第 3 6 号「戸田市立図書館及び戸田市立郷土博物館の特別整理期間並びに図書館システム更新に伴う休館について」説明いたします。</p> <p>戸田市立図書館では、戸田市立図書館条例第 6 条に基づき、令和 5 年度の特別整理（蔵書点検等）を実施するため、表の期間のとおり休館します。また、郷土博物館では、中央図書館の特別整理期間に合わせて、戸田市立郷土博物館条例第 6 条に基づき、特別整理（収蔵庫の清掃及び資料の点検・整理等）を実施するため、休館するものでございます。</p> <p>次に、2 9 ページをお開き願います。</p> <p>「2 戸田市立図書館システム更新に伴う臨時休館」については、戸田市立図書館では令和 6 年 3 月より図書館システムの更新にあたり、新システムへのデータ移行や機器の入替等の作業に加え、新システムの動作確認等に十分な日程の確保が必要となるため、令和 6 年 2 月 1 3 日（火）から 2 月 2 9 日（木）まで、休館とするものでございます。図書館の休館日は、「教育委員会が必要と認めた場合」は変更できることと規定されているため、休館日についてお諮りするものでございます。</p>
教 育 長	何か御質問等がありましたら伺います。
委 員	特になし。
教 育 長	それでは、（他に）質問等がないようですので、打ち切ります。議案第 3 6 号は、提案内容のとおり議決することに御異議ございませんか。

委 員	(異議なし)
教 育 長	異議なしと認め、議案第36号は提案内容のとおり議決いたします。
教 育 長	それでは次に、次第6のその他の「次回の教育委員会の日程(案)」について、事務局より説明願います。
事 務 局	次回、教育委員会定例会の日程ですが、1月19日(木)午前9時30分からの開催について、お伺いいたします。
教 育 長	次回の教育委員会定例会の日程は、事務局(案)のとおりでよろしいでしょうか。
各 委 員	了承
教 育 長	それでは、次回の教育委員会定例会の日程は、事務局(案)のとおり決定いたします。次に、その他ですが、事務局から何かございますか。
事 務 局	特になし。
教 育 長	委員の皆様から次回以降の教育委員提案のテーマについて何かございますか。
委 員	戸田市の子供たちの体力レベルの現状についてお伺いしたいと思っています。ゲームの普及等で、外で遊ぶ機会も年々減ってきていると思っています。子供たちの体力の維持、向上にむけて実践されていること等あれば、併せてお伺いできればと思います。
教 育 長	ありがとうございます。他にはいかがですか。
委 員	色覚異常の子供に対する支援の現状をお伺いしたいです。学校現場でどういった対応をとられているのかといったことや、教材等、そういった子供たちを取り巻く環境についてお伺いできればと思います。
教 育 長	ありがとうございます。他にはいかがですか。

<p>委 員</p>	<p>12年ぶりに改訂された生徒指導提要についてお伺いしたいです。現在戸田市では、これに近い、もしくはそれ以上の教育的指導を実践されていますが、改めて、生徒指導提要の中身を検証し、御教示いただければと思います。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ありがとうございます。他にはいかがですか。</p>
<p>委 員</p>	<p>部活動指導の地域移行について、戸田市としての現状をお伺いしたいです。部活動の指導というと運動部のイメージが強いですが、運動部だけではなく、文化部でも、そうしたことのできる可能性は大にあると思います。そういった点も踏まえて、地域移行の現状と今後の展望についてお伺いできればと思います。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、本日の案件等すべて終了いたしましたので、以上をもちまして、本日の教育委員会定例会を閉会いたします。</p>
	<p>【閉会】</p>